（呼称等の決定についての書面の提出の求め・法第二十三条）

第五条　裁判所は、法第二十三条第一項の決定をした事件に関し、呼称等の決定をするに当たり、検察官に対し、次に掲げる事項を記載した書面の提出を求めることができる。

一　呼称等の決定の対象とすべき営業秘密構成情報特定事項に係る名称その他の表現

二　前号の名称その他の表現に代わるべき呼称その他の表現

三　その他呼称等の決定をするに当たり参考となるべき事項

2　前項の規定は、法第二十三条第三項の決定をした事件について準用する。この場合において、前項中「検察官」とあるのは、「法第二十三条第三項の申出をした者」と読み替えるものとする。

（決定の告知・法第二十三条）

第六条　裁判所は、秘匿決定若しくは呼称等の決定又はこれらの決定の全部若しくは一部を取り消す決定をしたときは、公判期日においてこれをした場合を除き、速やかに、その旨を訴訟関係人に通知しなければならない。秘匿決定をしないこととしたときも、同様とする。

2　裁判所は、法第二十三条第一項の決定又は当該決定の全部若しくは一部を取り消す決定をしたときは、速やかに、その旨を同項の申出をした者に通知しなければならない。同項の決定をしないこととしたときも、同様とする。

（営業秘密構成情報特定事項を明らかにしない方法で行う手続）

第七条　秘匿決定があったときは、次に掲げる手続は、営業秘密構成情報特定事項を明らかにしない方法でこれを行うものとする。

一　刑事訴訟規則第二百十七条の二十九第一項又は第二項の規定による公判前整理手続調書、期日間整理手続調書又は刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第三百十六条の二第二項（同法第三百十六条の二十八第二項において準用する場合を含む。）に規定する書面の朗読又は要旨の告知

二　刑事訴訟規則第二百九条第四項の規定による訴因又は罰条を追加、撤回又は変更する書面の朗読

三　刑事訴訟規則第三十五条第二項の規定による判決の宣告

2　前項第二号の手続を行う場合には、検察官は、被告人に対し、同号に規定する書面を示さなければならない。

（公判期日外の被告人の供述を求める手続・法第二十六条）

第八条　刑事訴訟規則第三十八条（第二項第二号及び第四号から第九号まで並びに第七項を除く。）、第四十条、第四十二条第一項本文、第五十二条の二、第五十二条の四、第五十二条の五第一項、第五十二条の六、第五十二条の十四、第五十二条の十五第一項、第五十二条の十六、第百六条（第一項ただし書、第二項及び第四項を除く。）、第百八条、第百九条、第百十四条及び第百二十六条の規定は、法第二十六条第一項の規定による公判期日外において被告人の供述を求める手続について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十八条第五項	被疑者又は弁護人	弁護人、共同被告人又はその弁護人
	裁判長又は尋問をした裁判官	裁判長

第四十二条第一項本文	その取調又は処分をした者	裁判長
第五十二条の二第一項	裁判所、受命裁判官又は受託裁判官	裁判所
	被告人又は弁護人	弁護人及び共同被告人又はその弁護人
第五十二条の二第三項及び第四項	又は弁護人	、弁護人、共同被告人又はその弁護人
	裁判長、受命裁判官又は受託裁判官	裁判長
第五十二条の二第五項	又は弁護人	、弁護人、共同被告人又はその弁護人
第五十二条の四ただし書	裁判所又は裁判官	裁判所
	、被疑者又は弁護人	又は弁護人並びに共同被告人又はその弁護人
第五十二条の六第一項	前条	前条第一項及び不正競争防止法第二十三条第一項に規定する事件に係る刑事訴訟手続の特例に関する規則（平成二十三年最高裁判所規則第四号。第四項において「特例規則」という。）第八条第二項において準用する前条第二項第一号及び第二号
	その尋問に立ち会い又は立ち会うことのできた検察官、被告人、被疑者又は弁護人	検察官、被告人、弁護人、共同被告人又はその弁護人
第五十二条の六第二項	又は弁護人	、弁護人、共同被告人又はその弁護人
第五十二条の六第三項	裁判長、受命裁判官又は受託裁判官	裁判長
第五十二条の六第四項	前条	前条第一項及び特例規則第八条第二項において準用する前条第二項第一号及び第二号
	又は弁護人	、弁護人、共同被告人又はその弁護人
第五十二条の十四	裁判所又は裁判官	裁判所
第五十二条の十六第一項	その尋問に立ち会い又は立ち会うことのできた検察官、被告人、被疑者又は弁護人	検察官、被告人、弁護人、共同被告人又はその弁護人